毎週 月・水・金曜日発行



目 次

示

漁船保険義務加入の同意の承認 指定居宅介護支援事業所の指定

保安林の指定の解除の予定

土地改良区の定款変更

開発行為に関する工事の完了

熊

直接請求に係る連署基準数 依

(選挙管理委員会)

Ξ

(農村計画課)

海区漁業調整委員会委員の直接請求に係る連署基準数 当選の効力に関する審査申立てに対する裁決

水俣芦北地区やさしいまちづくり推進協議会の会議の開催

(水俣芦北地区やさしいまちづくり推進協議会)

五

正

平成十三年十二月二十日熊本県規則第四十九号 (政治倫理の確立のための熊本県知 平成十三年十二月二十日熊本県条例第五十四号 (政治倫理の確立のための熊本県知 事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則)中(事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例) 中 (私学文書課)

告

示

熊本県告示第四号

百十二条第一項に規定する同意があったものと認める。 という。) 第二十六条の二の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 |第二項及び漁船損害等補償法施行規則 (昭和二十七年農林省令第十八号。以下「省令」 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第百十二条の

限り消滅したので、同条第二項及び省令第二十六条の三の規定により公示する。 保険に付すべき義務は、法第百十三条の二第一項第一号の規定により平成十四年一月八日 なお、平成十年一月九日熊本県告示第五号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害

平成十四年一月九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

牛深町加入区

漁

政

熊本県告示第五号

(高齢保健福祉課)

(森林保全課)

建 築

| 二第二項及び漁船損害等補償法施行規則 (昭和二十七年農林省令第十八号。以下「省令」 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。) 第百十二条の

という。) 第二十六条の二の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第

百十二条第一項に規定する同意があったものと認める。

保険に付すべき義務は、法第百十三条の二第一項第一号の規定により平成十四年一月八日 限り消滅したので、同条第二項及び省令第二十六条の三の規定により公示する。 なお、平成十年一月九日熊本県告示第六号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害

平成十四年一月九日

熊本県知事

潮

谷

義

子

小島加入区

五 Ξ

熊本県告示第六号

五 支援事業所を次のとおり指定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により指定居宅介護

平成十四年一月九日

五

熊本県知事 潮 谷 義 子

2

熊本県告示第七号

予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を解除

平成十四年一月九日

熊本県知事 谷 義

熊本県鹿本郡鹿北町大字椎持字柳瀬八八〇の六、

Ξ 解除の理由 道路用地とするため

保安林として指定された目的

水源のかん養

〇の七、八八六の一七

解除に係る保安林の所在場所

告

公

熊本県公告第二号

同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので

平成十四年一月九日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡大津町大字大津字上寉一五二六番

四千九百八十九・四二平方メートル

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区南青山二丁目一番一号 ホンダ開発株式会社

> 熊本県知事 潮 谷 義

子

とおりである

平成十四年一月九日

五八四

委員長 宮 本 卓 治 熊本県選挙管理委員会

熊本県公告第三号

同法第三十六条第三項の規定により、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、 次のとおり公告する。

平成十四年一月九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面

荒尾市樺字海行原一八二四番二、同一八二六番三及び同一八二七番二

三百二十五・一四平方メートル

開発許可を受けた者の住所及び氏名

=

宫崎県都城市北原町三〇街区一六号県営北原団地五六―五―一五

義員

八八

熊本県公告第四号

請の定款変更については、平成十三年十二月二十五日付けで認可した 球磨郡多良木町百太郎溝土地改良区理事長炭屋光人から平成十三年十一月二日付けで申

平成十四年一月九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第八十六号

十一年法律第百六十二号) 第八条第二項の規定に基づくその総数の三分の一の数は、次の 項の規定に基づくその総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第四項、同法第八十一 条第二項、同法第八十六条第四項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項及び同法第七十五条第五

その総数の五十分の一の数

その総数の三分の一の数

四九三、〇六五 二九 芦北郡選挙区

七六三

牛深市選挙区

山鹿市選挙区 本渡市選挙区

菊池市選挙区

ţ ゼ

<u>_</u> 四

一三七 八六三

熊本県選挙管理委員会告示第八十七号

二分の一の数は、次のとおりである。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第四項の規定に基づくその総数の

平成十四年一月九日

選挙区名

熊本市選挙区 人吉市選挙区 八代市選挙区 七一、 Ó $\frac{0}{1}$ 六二 <u>五</u>

玉名市選挙区 水俣市選挙区 荒尾市選挙区 Ó 五 石 四八六 <u>=</u>八 五七五 <u>O</u>

宇土郡選挙区 宇土市選挙区 下益城郡選挙区 ¥ 九 五六九 五八三 九七二

熊

菊池郡選挙区 鹿本郡選挙区 玉名郡選挙区 \equiv $\frac{6}{2}$ 五 石 八八八 六五四 六〇八

阿蘇郡選挙区 八代郡選挙区 上益城郡選挙区 \equiv $\frac{6}{2}$ É 三九五 五四九 九七五

天草郡下島選挙区 天草郡上島選挙区 球磨郡選挙区 т t 七五四 七二

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

熊本県選挙管理委員会告示第八十八号

は次のとおり裁決した。 二日執行の蘇陽町議会議員一般選挙の当選の効力に関する審査申立てについて、当委員会 熊本県阿蘇郡蘇陽町大字長崎六十番地三の佐藤鶴一から提起された平成十三年九月二十

平成十四年一月九日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮

本 卓 治

裁決

熊本県阿蘇郡蘇陽町大字長崎60番地3審査申立人 佐 藤 鶴 一

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から平成13年11月1日付けで提起された平成13年9月23日執行の蘇陽町議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

₩

本件の審査の申立てを棄却する

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、蘇陽町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に対して異議の申出を行ったが、平成13年10月5日に町委員会は棄却の決定をした。申立人は、この決定を不服として、平成13年11月1日に、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙の当選人である長谷野 俊男候補(以下「長谷野候補」という。)の当選を無効とするとの裁決を求める審査の申立でを行ったもので、その理由を審査申立書に基づき要約すれば、次のとおりである。1 長谷野候補は、自らに投票してもらうことを目的に、有権者数十人に対して、現金や豚肉のブロックなどを配布し、また、盛皿やビールを提供するなど、買収や供応接待を行っている。さらに、公職選挙法で禁止される事前運動も行った。このため、長谷野候補の当選は無効である。

1の事前運動、供応、現金買収行為があったとしても「有罪の判決」がない以上、何ら処罰を受けないことでは、選挙の公正が保たれない。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認め、これを受理し、慎重に審理した。 その結果は、次のとおりである。

当選の無効となるべき違法事由には、当該当選人決定についての違法、すなわち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効投票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である(昭和30年9月29日大阪高裁判決参照)。

熊

しかしながら、申立人が主張する特定候補者の違法行為は、これらの違法事由に当たるものではなく、当選無効の原因とすることはできない。

加えて、申立人が主張する特定候補者の違法行為が選挙無効の原因となり得るのかについて、職権 より審理した。 遺法行為により選挙が無効となる場合とは、そのために選挙地域内の選挙人全般にわたり、その自

由な判断による投票が妨げられたような特別な事態を生じた場合等であって、本件選挙において、そ

のような違法行為があったと認めるに足る証拠は存在しない。

ところで、申立人の主張に「事前運動、供応、現金買収行為があったとしても「有罪の判決」がない以上、何ら処罰を受けないことでは、選挙の公正が保たれない。」とあるが、法治国家において、裁判の確定をもって処罰されることとなるのは、極めて当然のことであり、さらに、公職選挙法の罰則規定につき有罪判決が確定した結果として、当選人の当選を無効とする厳しい制裁が科せられることによって、選挙の公正が保たれていると解すべきであり、この点に関する申立人の主張も、失当と言わざるを得ない。

以上のことから、本件選挙について当選の無効及び選挙の無効いずれも理由がなく、主文のとおり

裁決する。

なお、付言すれば、当委員会も、申立人の主張に見られるように、選挙人の選挙に対する信頼が失われることについては極めて憂慮するところであり、今後、関係者協力のうえ、明るい選挙の推進に努めなければならないと考える。

平成13年12月21日

熊本県選挙管理委員会 委員長 宮本 卓

並

開催日時

平成十四年一月九日

熊本県選挙管理委員会告示第八十九号

有するものの総数の三分の一の数は、次のとおりである。()の総数の三分の一の数は、次のとおりである。()の規定に基づく選挙権を)ののののでは、「)のの規定に基づく選挙権を

平成十四年一月九日

熊本県有明海区 三、六七九

天草不知火海区 三、一三六

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

水俣芦北地区やさしいまちづくり推進協議会公告第一号

なお、当会議の傍聴手続は、次のとおりです。 水俣芦北地区やさしいまちづくり推進協議会の会議を、次のとおり開催します。

水俣芦北地区やさしいまちづくり推進協議会

午後一時三十分から午後三時まで平成十四年一月十五日(火)

熊本県葦北郡芦北町芦北二六七〇開催場所

熊

熊本県芦北地域振興局三階大会議室

三議題

1 熊本県やさしいまちづくり推進計画の評価について

2 熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画 (仮称) 素案について

四 傍聴者の定員

十 人

五 傍聴手続

やさしいまちづくり推進協議会事務局の許可を得た上で、会場に入ることができます。1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において、水俣芦北地区

2 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了します。

ハ 問い合わせ先

熊本県水俣市八幡町二丁目二番十三号

水俣芦北地区やさしいまちづくり推進協議会事務局

(熊本県芦北地域振興局保健福祉環境部総務企画課内)

(電話〇九六六-六三十四一〇四)

正誤

資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例)中に誤りがあったので、次のとおり訂平成十三年十二月二十日熊本県条例第五十四号 (政治倫理の確立のための熊本県知事の

							五	ページ
							下	段
数」に改める。	及び額面金額の総額」を「及び株	第二条第一項第六号中「、株数	వ	号)の一部を次のように改正す	(平成七年熊本県条例第六十六	知事の資産等の公開に関する条例	政治倫理の確立のための熊本県	正
					数」に改める。	及び額面金額の総額」を「及び株	第二条第一項第六号中「、株数	誤

とおり訂正する。 資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則)中に誤りがあったので、次の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則)中に誤りがあったのの熊本県知事の平成十三年十二月二十日熊本県規則第四十九号(政治倫理の確立のための熊本県知事の

						十九	ページ
						下	段
様式中	別表第一号様式及び別表第二号	する。	五十号)の一部を次のように改正	施行規則(平成七年熊本県規則第	知事の資産等の公開に関する条例	政治倫理の確立のための熊本県	正
					樣式中	別表第一号様式及び別表第二号	誤

平平発 成十四行 四年 年 一 月月 九九本 日日 発印 行刷県

印刷所

電話代〇九六十二八六十二二二一番株式会社 秀 巧 社熊本市国府四丁目一〇十一八

